

委員の改選及び平成 30 年度以降の会議開催予定について

1 委員改選について

当会議では、現行委員の任期を平成 30 年 3 月 31 日までの約 1 年間としてお願いしている。(設置要綱上は 3 年間で平成 32 年 2 月まで)

第 3 期目となる森林税では、検証・評価の機能が強化されていること、使途が森林の利活用に広がっていることから、より多様な分野の委員で構成されるよう検討。(具体的な分野等については今後検討)

【県民会議 (H29)】

区 分		人数
学識経験者	森林関係	1
	経済関係	1
	税務関係	1
団体	林業関係団体	1
	経済関係	1
	消費者関係	1
森林ボランティア		1
農山村地域		1
公募		2
市町村		2
県議会		1
計		13

【地域会議 (H29)】

区 分	人数
学識経験者	2
教育関係者	3
森林・林業団体	16
経済団体・消費者団体	9
NPO・ボランティア	9
森林所有者	7
市町村	10
設計士・工務店	9
木材関係者	6
その他	7
計	78

その他は、環境団体、農業団体、猟友会等

2 評価・検証の実施方法について

平成 29 年 12 月に改正された長野県森林づくり県民税条例(平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号)第 5 条第 3 項において、検証・評価等を行う機関として県民会議及び地域会議を想定。

第 5 条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業(以下この条において「事業」という。)の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

(1) 会議の所掌事項

県民会議、地域会議それぞれの設置要綱で規定

ア 県民会議

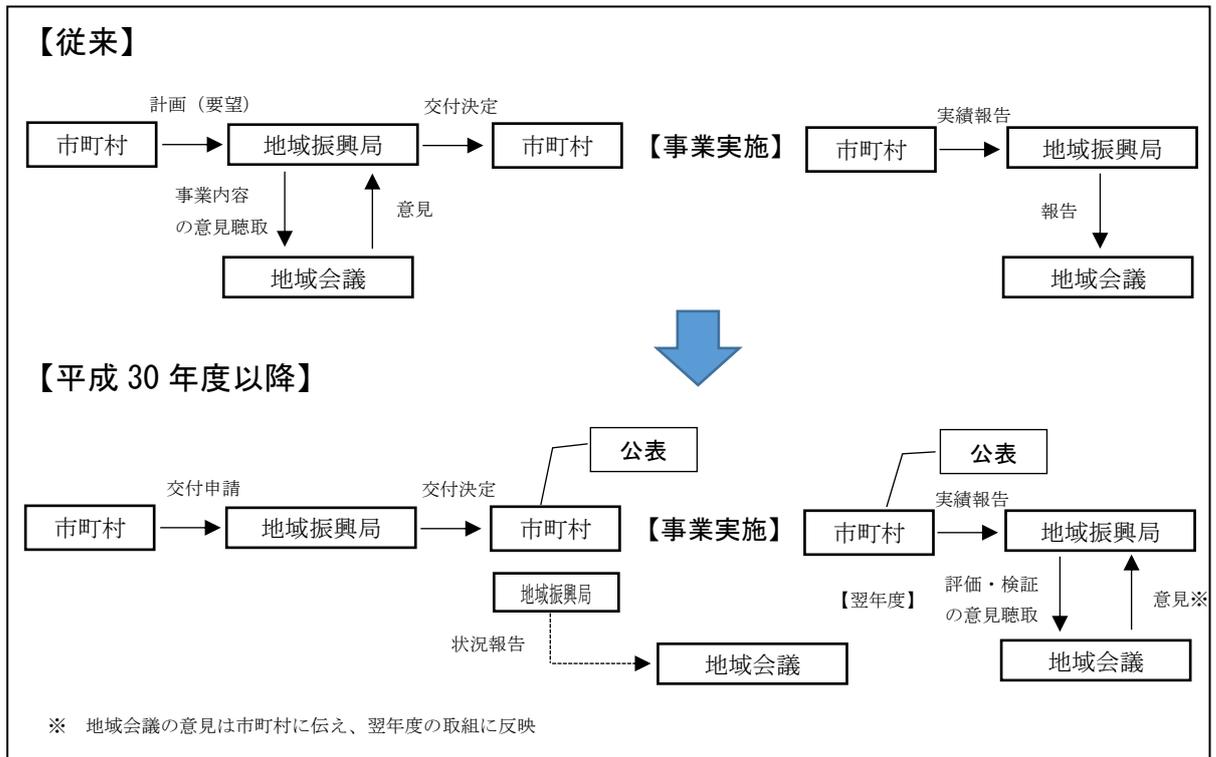
- ・ 森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討
- ・ 事業実施後の成果の検証
(県が行う検証・評価に対する意見の提出を含む)
- ・ 森林税の課税期間終了後の継続の可否
- ・ 森林づくり指針に関する事項

イ 地域会議

- ・ 各地域における森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討*
- ・ 各地域における事業の実施後の成果の検証

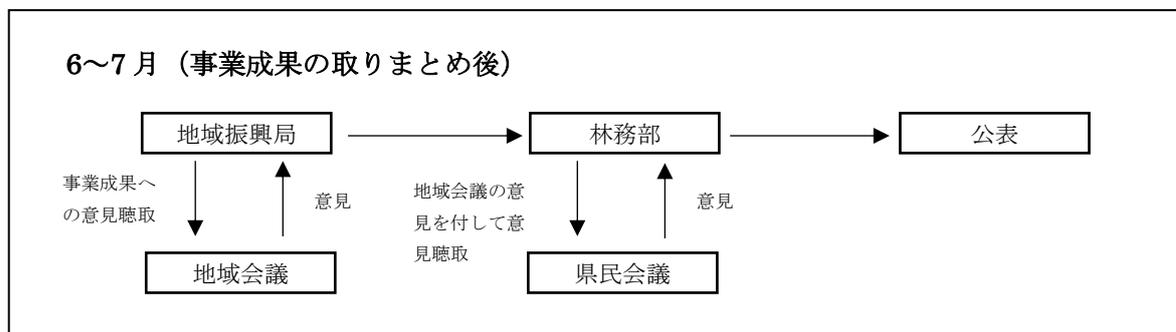
※ これまで森林づくり推進支援金のうち、重点配分枠に関する事業については、地域会議の意見を聴いて決定していたが、平成 30 年度以降は、市町村が説明責任を担うこととしてその手続きを廃止し、検証・評価の際に意見を聴き、その結果を翌年に反映することとする。

森林づくり推進支援金の執行方法の変更

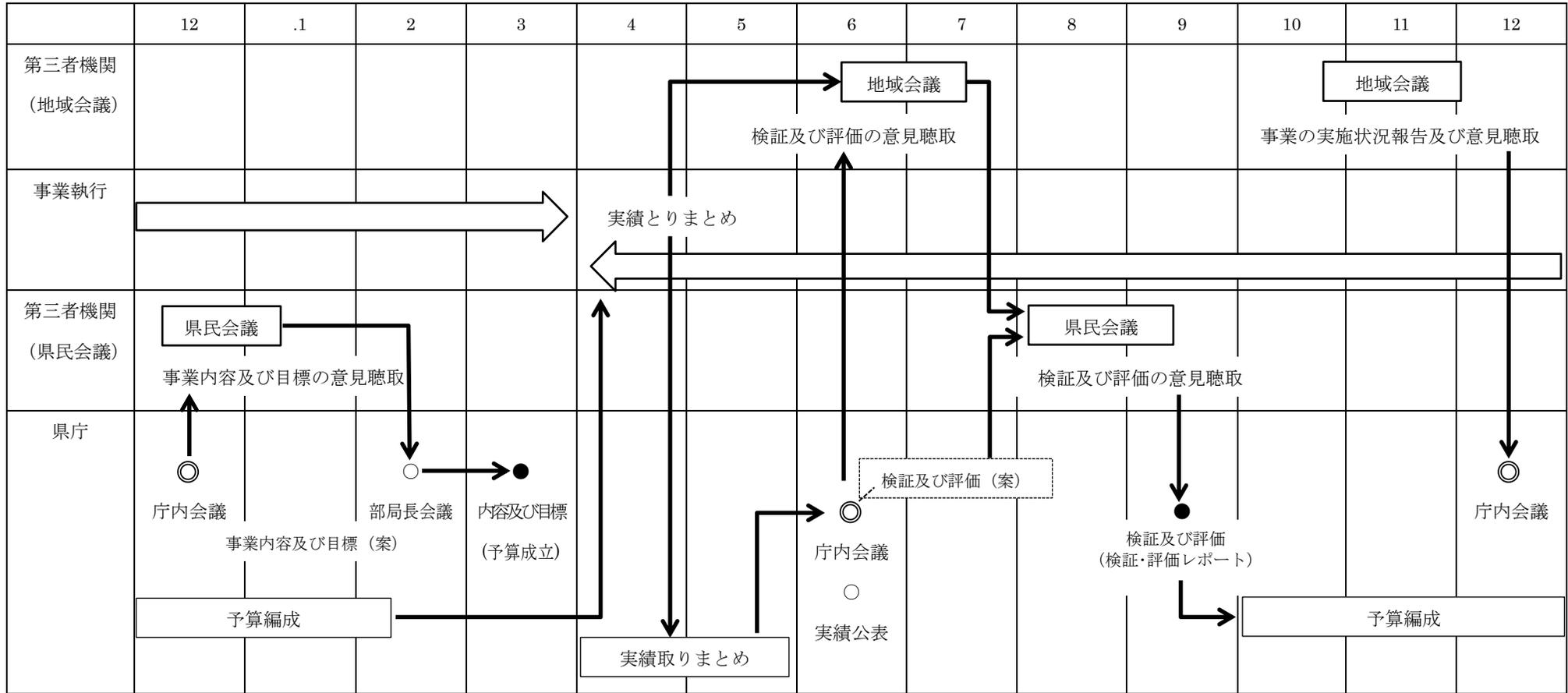


(2) 第3期における検証・評価の方法

平成30年度から実施する事業については、前年度の事業の実施状況を取りまとめ、地域会議の意見を聴いたうえで県としての評価を取りまとめ、県民会議の意見を聴く。



【年間スケジュール】



【参考：改正後の条例】

(検証、評価等)

- 第5条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。
- 2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。